

京都市告示第 284 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
羽束師12号線	伏見区羽束師菱川町657番地の1地先から	旧	メートル 15.00	メートル 1.65 ~ 1.80
	同町499番地地先まで	新	15.00	1.80
羽束師35号線	伏見区羽束師菱川町590番地の2地先から	旧	114.60	1.10 ~ 3.50
	同町499番地地先まで	新	114.60	6.00 ~ 14.30

(建設局土木管理部道路明示課)